

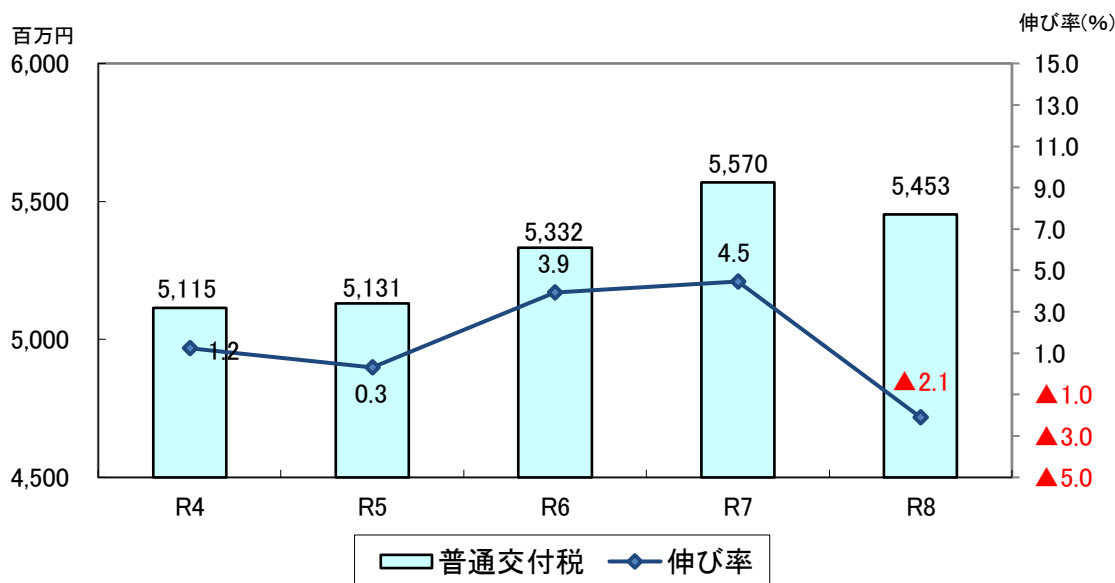
令和 8 年度
普通交付税算定結果

令和 8 年 8 月
海津市総務企画部財政課

1. 海津市の交付決定額

令和8年度の本市の交付決定額は、5,453,309千円で令和7年度と比較し、▲116,833千円、2.1%の減となりました。交付決定額が減少した主な要因として、「地域の元気創造事業費」や「地域デジタル社会推進費」の減によるものです。

海津市の決定額の推移



【Memo①】普通交付税交付決定額

普通交付税の交付決定額は、以下の算式により決定されます。 ※ ()内は令和8年度算定額 単位：千円

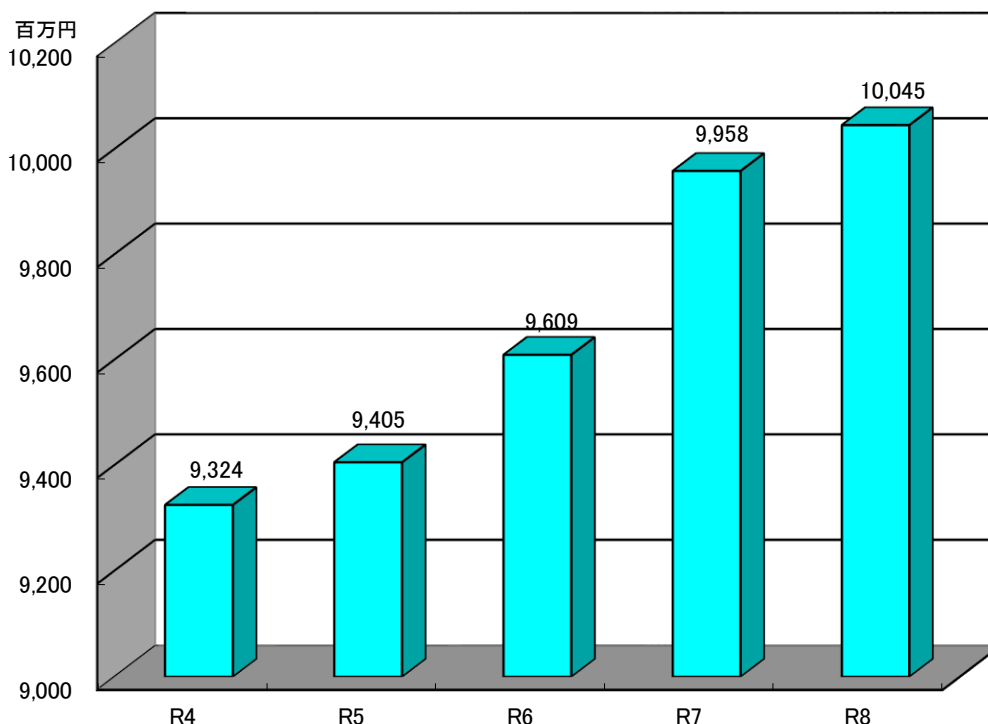
基準財政需要額 (10,051,156) 内、錯誤措置額 (5,680)	個別算定経費	(6,941,655)		
	+			
	地域の元気創造事業費	(79,437)		
	+			
	人口減少等特別対策事業費	(183,005)		
	+			
	地域社会再生事業費	(162,104)		
	+			
	地域デジタル社会推進費	(57,251)		
	+			
	臨時財政対策債償還基金費	(134,663)		
	+			
	公債費	(1,430,488)		
	+			
	包括算定経費	(1,056,873)		
	-			
	臨時財政対策債発行可能額	(0)		
	-			
	基準財政収入額	(4,591,252)		
	=			
	交付基準額	(5,459,904)	-	調整額 (6,595)
			=	交付決定額 (5,453,309)

2. 基準財政需要額の推移

令和 8 年度、本市の基準財政需要額（臨時財政対策債振替後、錯誤措置後）は、10,051,156 千円で、令和 7 年度の 9,958,035 千円と比較し、93,121 千円、0.9%の増となっています。

基準財政需要額の算定において増加した主な費目は、「地域振興費（人口）」、「公債費」、「高齢者保健福祉費・75 歳以上」で、要因として「地域振興費（人口）」は、経常態容補正及び人口急減補正の増、「公債費」は、令和 6 年度合併特例債旧南濃中学校解体整備事業の償還金の増、「高齢者保健福祉費・75 歳以上」は、単位費用及び人口急減補正の増によるものです。

基準財政需要額の推移



【Memo②】基準財政需要額

基準財政需要額とは、各地方公共団体の財政需要を合理的に測定するために、地方交付税法第 11 条の規定により算出した額です。その算定は、各行政費目に設けられた「測定単位」に必要な「補正」を加え、定められた「単位費用」を乗じた額が基準財政需要額となり、最後に各行政費目の基準財政需要額を合算します。

基準財政需要額

=

測定単位

×

補正係数

×

単位費用

※ 基準財政需要額は、各団体の支出の実績（決算額）や予算額ではありません。
地方交付税は、各団体の財源不足額を衡平に補てんすることを目的として交付されるものですので、仮に具体的な実績額をその財政需要の算定に用いることとすれば、個別の事情や独自の判断に基づいて行われるものを取り入れることとなり、不公平な結果となります。
したがって、基準財政需要額は、団体における個々具体的な財政支出の実態を捨象して、その団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的かつ妥当な水準における財政需要として算定されます。

例）本市の道路橋りょう費（延長）の基準財政需要額（海津市一本算定） 令和 8 年度と令和 7 年度比較

年度	測定単位①	補正係数②	単位費用	需要額
令和 8 年度	1,132km	1.347	193,000 円	294,325 千円
令和 7 年度	1,133km	1.359	187,000 円	287,980 千円

※①×②＝測定単位未満四捨五入

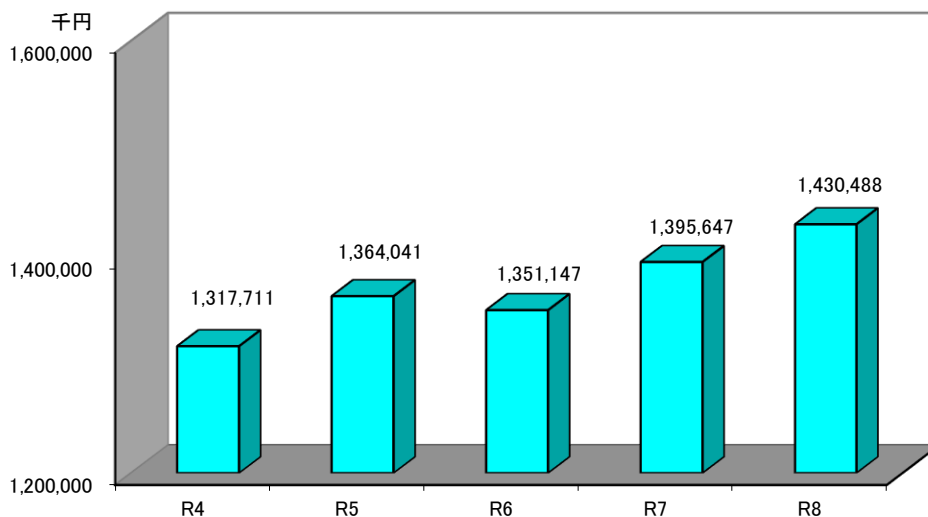
補正係数：普通態容補正、投資補正、事業費補正の計

3. 公債費

令和 8 年度、本市の普通交付税算定上における公債費の需要額は、1,430,488 千円で、令和 7 年度と比較し、34,841 千円、2.5%の増となっています。

主な要因は、臨時財政対策債償還費が▲19,614 千円、3.3%の減となったものの、令和 6 年度旧南濃中学校解体整備事業等の元利償還金の増により合併特例債償還費が 29,669 千円、3.9%の増となり減少要因を上回ったことによるものです。

公債費の需要額の推移



【M e m o ③】 地方債の交付税措置

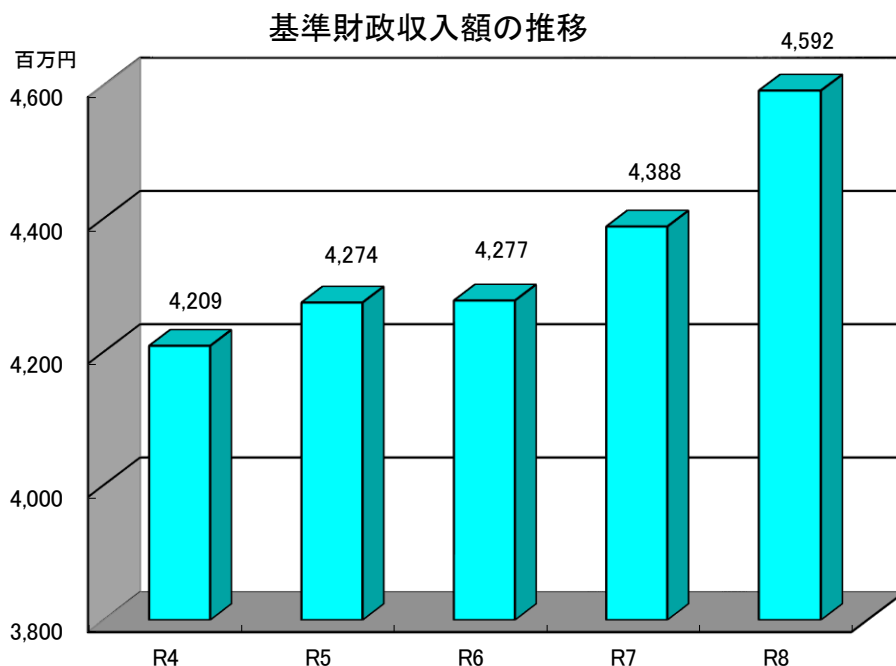
地方債の交付税措置には大きく分けて、事業費補正係数を算出するための理論算入方式と元利償還金をもとに需要額を算出する実額算入方式があります。

本市の算定において理論算入されている主な地方債には、小学校費の義務教育施設整備事業債、下水道費の下水道事業債、清掃費の一般廃棄物処理施設整備事業債等があります。

実額算入方式によって交付税措置される地方債には、災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、合併特例債等があります。また、地方債ごとに単位費用（元利償還金に対する算入率）が異なります。災害復旧費が最も高く、1,000 円に対して 950 円（算入率：95%）で、合併特例債償還費は 700 円（算入率：70%）などとなっています。

4. 基準財政収入額の推移

令和8年度、本市の基準財政収入額（錯誤措置後）は、4,591,252千円で、令和7年度と比較し、203,359千円、4.6%の増となっています。主な要因としては、企業の機器設備等の新規取得及び工場新設により固定資産税が大きく増加したことによるものです。



【M e m o ④】基準財政収入額

基準財政収入額とは、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、地方交付税法第14条の規定により算定した額です。具体的には、標準的な税収入の一定割合により算定された額です。

基準財政収入額

=

標準的な地方税収入

×

75/100

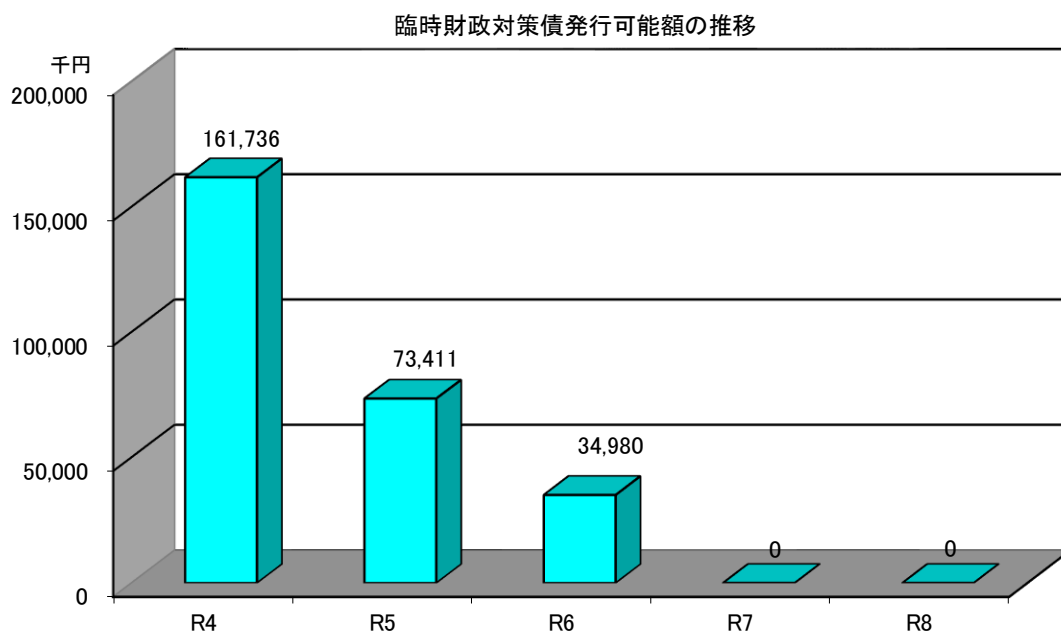
+

 地方譲与税等

- 基準財政収入額のうち、地方税に関する部分については、標準税率に算入率を乗じて算定しています。
(したがって、団体が超過税率若しくは軽減税率を採用している場合も標準税率を用いて算定しています)
- 算入率を用いているのは、団体の自主性、独立性を保障し、自主財源である地方税の税源のかん養に対する意欲を失わせないようにするためです。
- 算入率：75% ～ 地方税、税交付金、市町村交付金、地方特例交付金（減収補てん）
算入率：100% ～ 税源移譲相当額（個人住民税）、税率引上げによる増収分（地方消費税交付金）、
地方譲与税、交通安全対策特別交付金
- 交付税対象外 ～ 法定外普通税、入湯税、都市計画税、水利地益税、法定外目的税
- 基準財政収入額は、標準的な地方税収入等を算定するものであり、課税実績とかい離が生じても精算は行われませんが、一部の税目については特例として精算制度が設けられています。これは、税収が景気の変動等を敏感に受け、年度ごとの額の変動が大きく、算定額と課税実績額との間に著しく格差が生じること等があるため、その算定結果において地方公共団体の財政運営に与える影響を考慮して、精算又は減収補てん債により、算定額と実績額の差が是正されます。発行された減収補てん債については、当該年度の実績額に加算（75%）し、精算額から控除されるとともに、元利償還金は後年度基準財政需要額に算入されます。

5. 臨時財政対策債発行可能額の推移

令和 8 年度は、本市の臨時財政対策債発行可能額はなく、令和 7 年度に引き続き新規発行額が生じておりません。



【M e m o ⑤】臨時財政対策債

○平成 12 年度まで：地方交付税交付額の財源不足を交付税特別会計借入金により措置し、その償還を国と地方が折半して負担

平成 13 年度から：財源不足のうち、建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余を国と地方が折半して補てん

- ・国負担分 国の一般会計からの加算により補てん措置

- ・地方負担分 地方財政法第 5 条の特例となる地方債（「臨時財政対策債」）により補てん措置

○臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入

○臨時財政対策債は、投資的経費以外の経費にも充当可能（赤字地方債）

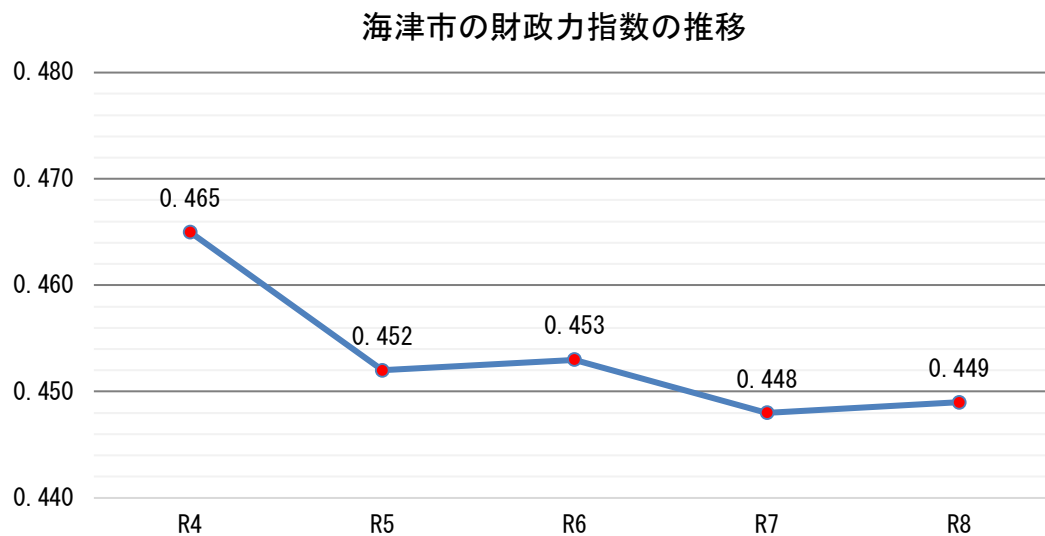
【M e m o ⑥】実質的な交付税額

臨時財政対策債は地方債の一種で、普通交付税として交付すべき財源が不足した場合に普通交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして該当する地方公共団体自ら地方債を発行するものです。

形式的には、その自治体が地方債を発行する形をとりますが、償還に要する費用は、後年度の普通交付税で措置されるため、普通交付税の代替財源とみて差し支えありません。つまり、交付決定額と臨時財政対策債発行可能額が、実質的な地方交付税であると考えられます。

6. 財政力指数の推移

令和 8 年度の普通交付税算定の結果、財政力指数は 0.449% となり、令和 7 年度と比較して 0.001 ポイントの増となりました。



※再算定があった年度は再算定後、錯誤措置後による

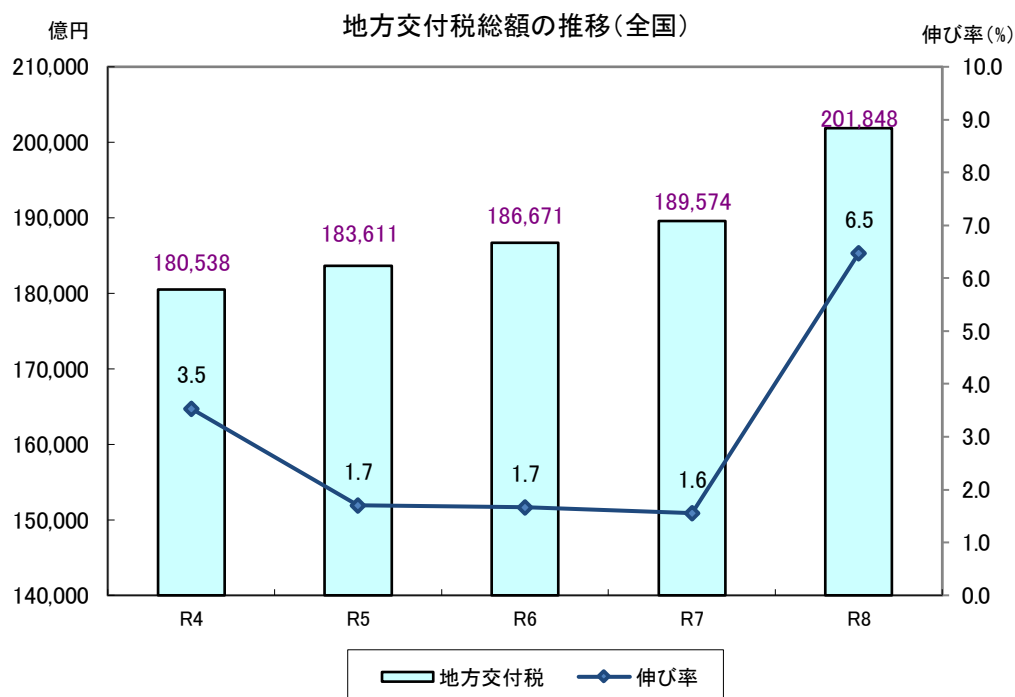
【M e m o ⑦】 財政力指数

財政力指数とは、全国の地方公共団体の財政力を同じ尺度で測るための指数で、普通交付税上の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値です。

例えて言うと、ある団体が、標準的な税制による歳入で標準的な歳出を賄える比率を過去 3 年間平均したものです。この数字が「1」を越えていれば、その団体は、自分の団体の標準的税収などで標準的な行政運営を行う財政力を有していることになります。

7. 地方交付税総額の推移

令和8年度の地方交付税の総額（いわゆる「出口ベース」）は、20兆1,848億円で、前年度と比較し、1兆2,274億円、6.5%の増となっています。

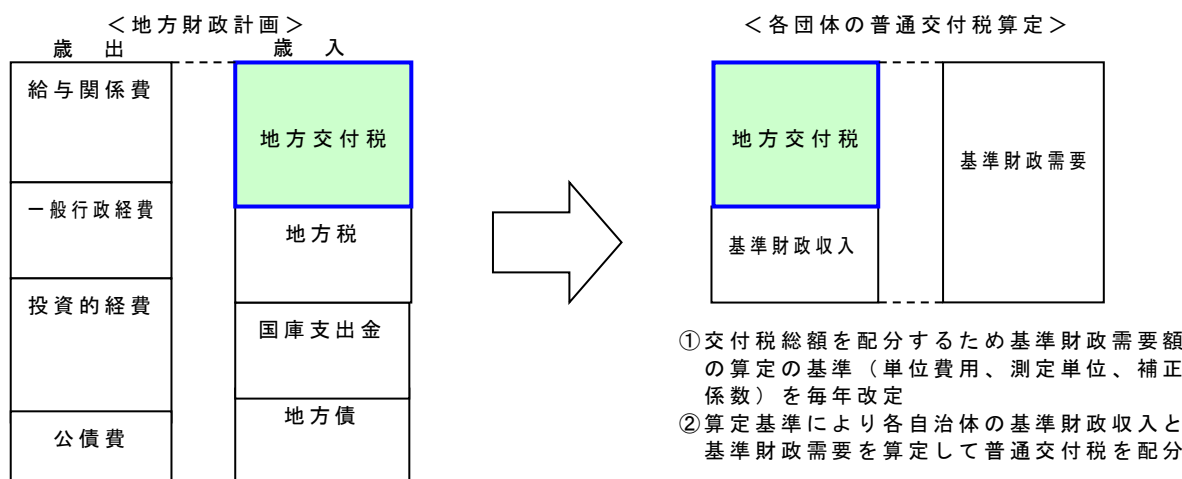


【Memo⑧】交付税総額

交付税総額は、地方財政計画を通して決まります。

○令和8年度地方財政計画 歳出歳入額：102.4400兆円（前年度比：5.5%増）

地方交付税額：20.18兆円（前年度比：6.5%増）



- ① 団体（47都道府県、約1,700市町村）の歳入歳入を見込み、歳出歳入ギャップを見積る
- ② 歳出歳入ギャップを補てんするため、法定税率分（※）に加え一般会計からの特例加算等を行って交付税を増額 ⇒ 交付税総額の決定

※普通交付税法定税率

- ・所得税収：33.1%
- ・法人税収：33.1%
- ・酒税：50%
- ・消費税収：19.5%
- ・地方法人税：100%

8. 令和8年度普通交付税算定のポイント

(1) 令和7年国勢調査人口への切り替えに伴う対応

本年度算定から、令和7年国勢調査人口を用いることに伴い、人口が急激に減少した地方公共団体の交付税が急激に減少しないようにするための激変緩和措置(人口急減補正)を引き続き講ずる。

また、東日本大震災の原発被災団体について、特例措置を継続するとともに、令和6年能登半島地震の被災団体については、新たに特例措置を講ずる(いずれも住民基本台帳人口の減少率を用いた特例)。

(2) 物価高・官公需の価格転嫁への対応

物価高・官公需の価格転嫁への対応のため、地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料等の増加を踏まえ、その財源を充実するとともに、地域の元気創造事業費において、新たに「価格転嫁分」(1,000億円程度)を創設し、地方公共団体における価格転嫁の取組状況を算定に反映。

＜「価格転嫁分」の算定に用いた指標＞

- ・ 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入・適用率
- ・ スライド条項等の導入率
- ・ 民間委託契約額・指定管理料の増加率

(3) 「地域未来基金費」の創設

都道府県における産業クラスターの形成・拡大や、地場産業の付加価値向上と販路開拓の推進に要する経費の財源を措置するため、令和8年度に限り、「地域未来基金費」を設ける。

＜算定額＞4,000億円程度(全て都道府県分)

(4) 「臨時財政対策債償還基金費」の創設

臨時財政対策債の償還に要する経費の財源を措置するため、令和8年度に限り、「臨時財政対策債償還基金費」を設ける。

＜算定額＞8,300億円程度(うち都道府県分2,900億円程度、うち市町村分5,480億円程度)

(5) いわゆる教育無償化に係る算定

高等学校等就学支援金制度の拡充及び学校給食費の抜本的な負担軽減に係る都道府県負担について、対象となる児童・生徒数に、児童・生徒一人当たりの支援単価を乗じることにより算定。

＜算定額＞

高等学校等就学支援金制度の拡充分 : 1,840億円程度(全て道府県分)

学校給食費の抜本的な負担軽減分 : 1,590億円程度(全て道府県分)

(6) 物価高騰等を踏まえた公立病院等に係る算定

近年の物価高騰や人件費の増加、一般会計からの繰出の増等を反映し、算定に用いる一病床当たり単価を見直し。

＜公立病院の一病床当たりの単価＞

R7 : 760 千円 → R8 : 815 千円 (+7.2%)

(7) 給与改定等に係る対応

令和7年人事委員会勧告に伴う地方公務員の給与改定に要する経費及び令和8年度の給与改定に備えるための給与改善費を算定。

(8) 基準財政収入額の増加

道府県分、市町村分ともに、主に以下の税目等において基準財政収入額が令和7年度算定から増加。

道府県分・・・道府県民税所得割、法人事業税、特別法人事業譲与税、地方消費税

市町村分・・・市町村民税所得割、固定資産税、地方消費税交付金